

第4章

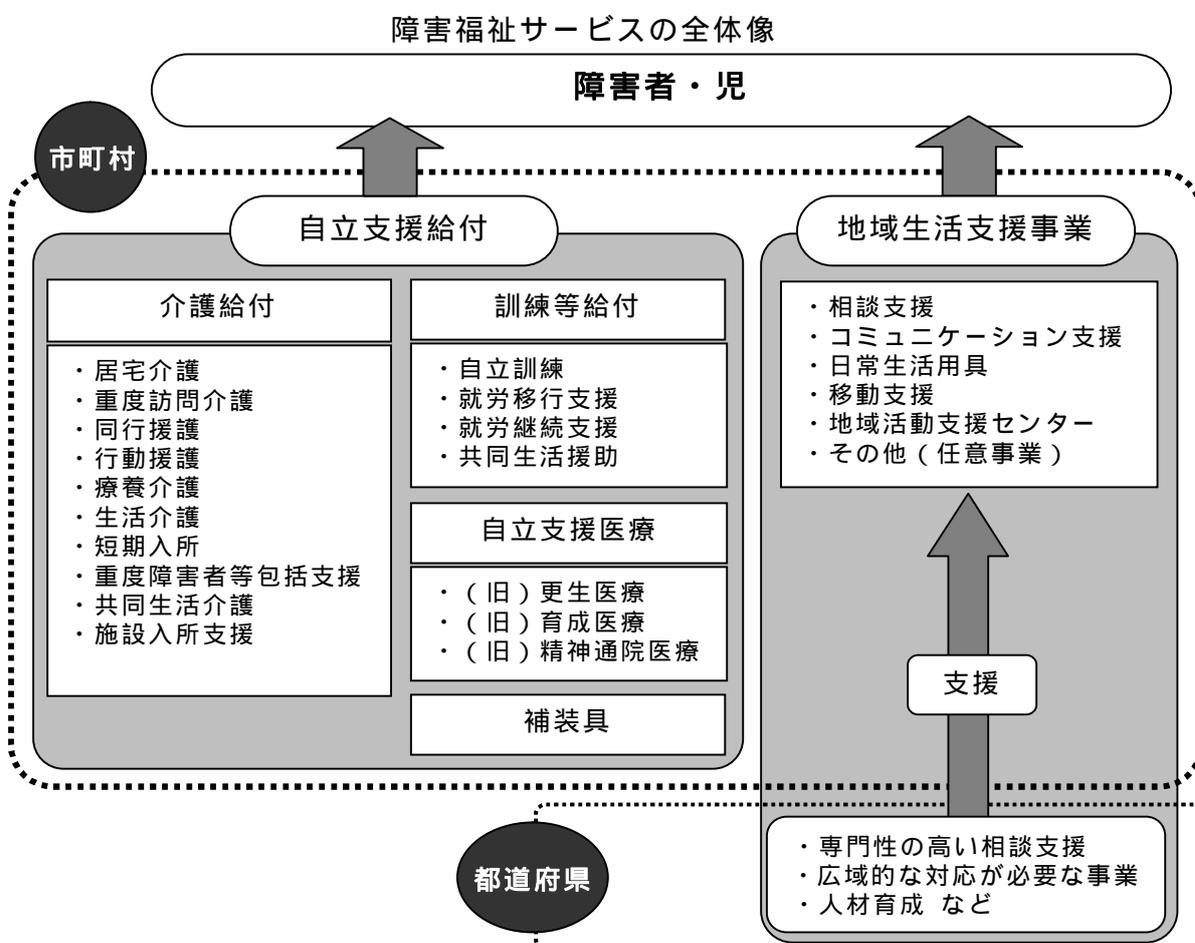
障害福祉サービス及び 地域生活支援事業の方向 (障害福祉計画)

1 障害福祉サービスの全体像

障害者自立支援法では、基本的なサービスの種類が規定されており、全国一律で共通に提供される「自立支援給付」と、地域の状況に応じて市町村が独自に設定できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「自立支援給付」には、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」、従来の精神通院医療、更生医療、育成医療を統合した「自立支援医療」、身体機能を補完、代替する補装具を購入する費用を支給する「補装具」があります。

「地域生活支援事業」には、相談支援事業、移動支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、地域活動支援センター事業の5つの必須事業と、地域の利用者の状況に応じて各市町村が実施するその他の任意事業があります。



「介護給付」と「訓練等給付」を合わせたものを「障害福祉サービス」といいます。この「障害福祉サービス」+「地域生活支援事業」+「相談支援」が、「市町村障害福祉計画」で見込量を定めることとされているサービスです。

2 障害福祉サービス等の見込み

見込量の設定について

この計画では、「指定障害福祉サービス」(「介護給付」と「訓練等給付」を合わせたもの)、「地域生活支援事業」及び「指定地域相談支援、指定計画相談支援」の各事業について見込量を定めます。

なお、障害者自立支援法の経過措置において、旧体系施設のサービス提供期間は平成23年度までと定められていることから、旧体系施設は平成24年3月までに新体系サービスへ移行する必要性がありました。そのため、平成23年度までのサービス量や利用者数は、旧体系及び新体系サービスの両方が含まれますが、平成24年度以降は新体系サービスのみとなります。

【単位の考え方】

サービス見込量は、各年度における1ヶ月あたりの総量を見込んだもので、単位の考え方は次のとおりです。

「時間」 月間のサービス提供時間

「人」 月間の実利用者数

「人日」 月間のサービス量

「(月間の実利用者数) × (1月あたりの平均利用日数)」で算出される1か月のサービスの総量。

(例：10人が1か月に平均20日ずつ利用すると仮定すると、月間のサービス量は200人日となります。)

(1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

【介護給付】

種 類	項 目	説 明
居宅介護 (ホームヘルプ)	内 容	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、その他、生活全般にわたる援助を行います。
	対象者	障害程度区分が1以上(障害児にあってはこれに相当する心身の状態)である人。 ただし、通院等介助(身体介護を伴う場合)を利用する場合は、下記のいずれにも該当する人となります。 区分2以上に該当している。 認定調査項目のうち、それぞれ(ア)～(オ)までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されている。 (ア)「歩行」「3.できない」 (イ)「移乗」「2.見守り等」「3.一部介助」又は「4.全介助」 (ウ)「移動」「2.見守り等」「3.一部介助」又は「4.全介助」 (エ)「排尿」「2.見守り等」「3.一部介助」又は「4.全介助」 (オ)「排便」「2.見守り等」「3.一部介助」又は「4.全介助」
重度訪問 介 護	内 容	重度の肢体不自由者で、常に介護が必要な人に、自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	対象者	障害程度区分が4以上で、下記のいずれにも該当する人。 二肢以上に麻痺等がある。 認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されている。
同行援護	内 容	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人について、移動時及びそれに伴う外出先においての必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む。)、移動の援護、排泄・食事等の介護、その他外出する際に必要な援助を行います。
	対象者	(1)身体介護を伴わない場合 同行援護アセスメント票の項目中、「1～3」のいずれかが「1点以上」で、「4」の点数が「1点以上」の人。 (2)身体介護を伴う場合 (1)の要件に併せ、下記のいずれにも該当する人。 障害程度区分が2以上に該当している。 認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」のいずれか1つが「できる」以外に認定されている。
行動援護	内 容	行動上著しい困難を有するため、常時介護を要する人について、危険回避のために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他必要な援助を行います。
	対象者	障害程度区分が区分3以上であって、認定調査項目のうち行動関連項目(11項目)等の合計点数が8点以上(障害児にあってはこれに相当する心身の状態)である人。
重度障害者 等包括支援	内 容	常時介護を要し、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人や知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人について、障害福祉サービスを包括的に提供する。
	対象者	障害程度区分が6(障害児にあっては区分6に相当する心身の状態)に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する人であって、以下のいずれかに該当する人。 重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある人のうち、人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者(筋ジストロフィー、脊椎損傷、ALS、遷延性意識障害者等)または最重度知的障害者(重症心身障害等)のいずれかに該当する人。 障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目(11項目)等の合計点数が15点以上である人(強度行動障害等)

【国の基本指針】

現にサービスを利用している人の数、障害のある人のニーズ、退院可能な精神障害のある人のうち、居宅介護等の利用が見込まれる人の数、平均的な一人当たり利用料等を勘案して、利用者数及びサービス量の見込みを定めます。なお、同行援護については、地域生活支援事業(移動支援事業)の利用者のうち、重度の視覚障害のある人の人数やニーズ等を勘案して、利用者数及びサービス量の見込みを定めます。

【町の現状と実績】

平成23年3月現在、居宅介護の支給決定を受けている38人のうち、同月のサービス利用者数は17人で、1ヶ月の一人当たりの平均利用時間は、29.6時間となっています。過去4年間(平成19~22年度)の同月の実績を比較すると、利用者数及び利用率(支給決定者数のうちの利用者の割合)はほぼ横這いとなっていますが、一人当たりの平均利用時間数は増加傾向にあります。これは、対象者の高齢化あるいは障害の重複化・重度化による介護時間数の増加、または、障害者自立支援法が施行され、より多くの人々が長時間の介護を受ける体制が整備されてきたことが主な要因と考えられます。重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援については、地域に事業所がほとんどなく、平成22年度までの利用実績はありませんでした。

【見込み量設定の考え方】

居宅介護については、平成19年度実績~平成23年度見込み(上半期5ヶ月の実績から推計)から利用者数、平均利用量及び増減数の平均を算出し、精神科病院から地域に移行した人を加え、各年度の総利用量を見込んでいます。また、重度訪問介護、同行援護及び行動援護については、平成23年度中の利用が想定されることから、これを勘案して推計しています。なお、重度障害者等包括支援については、平成23年10月現在で、横須賀三浦地域でサービスを提供できる事業所がないことから、当面は利用がないことが見込まれます。視覚障害により移動に著しい困難を有する人の、外出時の移動の援護、移動に必要な情報を提供する「同行援護」が平成23年10月に創設されました。このサービスの利用対象者は、従来、市町村地域生活支援事業の「移動支援」を利用してきた視覚障害のある人等が想定され、当町においても利用が見込まれます。

居宅介護									
	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
利用者数	-	-	-	-	18人	-	25人	23人	92.0%
総利用量	380.0時間	490.0時間	128.9%	400.0時間	251.0時間	62.8%	420.0時間	440.0時間	104.8%
平均利用量	-	-	-	-	13.9時間	-	16.8時間	19.1時間	113.7%
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
利用者数	28人	23人	82.1%	32人	17人	53.1%	38人	18人	47.4%
総利用量	485.0時間	507.0時間	104.5%	560.0時間	502.5時間	89.7%	680.0時間	500.4時間	73.6%
平均利用量	17.3時間	22.0時間	127.2%	17.5時間	29.6時間	169.1%	17.9時間	27.8時間	155.3%
	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	見込み			見込み			見込み		
利用者数	22人			26人			30人		
総利用量	545.6時間			644.8時間			744.0時間		
平均利用量	24.8時間			24.8時間			24.8時間		

上表の平成23年度以降の数値は、1ヶ月あたりの見込み。

重度訪問介護									
	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
利用者数	-	-	-	-	0人	-	0人	0人	-
利用量	0.0時間	0.0時間	-	0.0時間	0.0時間	-	0.0時間	0.0時間	-
平均利用量	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
利用者数	0人	0人	-	0人	0人	-	0人	1人	-
利用量	0.0時間	0.0時間	-	0.0時間	0.0時間	-	0.0時間	36.0時間	-
平均利用量	-	-	-	-	-	-	-	36.0時間	-
	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	見込み			見込み			見込み		
利用者数	1人			1人			1人		
利用量	36.0時間			36.0時間			36.0時間		
平均利用量	36.0時間			36.0時間			36.0時間		

上表の平成23年度以降の数値は、1ヶ月あたりの見込み。

同行援護（H23.10～）						
	平成23年度			平成24年度	平成25年度	平成26年度
	計画	見込み	達成率	見込み	見込み	見込み
利用者数		1人	-	1人	1人	1人
利用量		10.0時間	-	10.0時間	10.0時間	10.0時間
平均利用量		10.0時間	-	10.0時間	10.0時間	10.0時間

上表の平成23年度以降の数値は、1ヶ月あたりの見込み。

行動援護									
	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
利用者数	-	-	-	-	0人	-	0人	0人	-
利用量	0.0時間	0.0時間	-	0.0時間	0.0時間	-	0.0時間	0.0時間	-
平均利用量	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
利用者数	0人	0人	-	0人	0人	-	0人	1人	-
利用量	0.0時間	0.0時間	-	0.0時間	0.0時間	-	0.0時間	28.0時間	-
平均利用量	-	-	-	-	-	-	-	28.0時間	-
	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	見込み			見込み			見込み		
利用者数	1人			1人			1人		
利用量	28.0時間			28.0時間			28.0時間		
平均利用量	28.0時間			28.0時間			28.0時間		

上表の平成23年度以降の数値は、1ヶ月あたりの見込み。

重度障害者等包括支援									
	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
利用者数	-	-	-	-	0人	-	0人	0人	-
利用量	0.0時間	0.0時間	-	0.0時間	0.0時間	-	0.0時間	0.0時間	-
平均利用量	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
利用者数	0人	0人	-	0人	0人	-	0人	0人	-
利用量	0.0時間	0.0時間	-	0.0時間	0.0時間	-	0.0時間	0.0時間	-
平均利用量	-	-	-	-	-	-	-	0.0時間	-
	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	見込み			見込み			見込み		
利用者数	0人			0人			0人		
利用量	0.0時間			0.0時間			0.0時間		
平均利用量	0.0時間			0.0時間			0.0時間		

上表の平成23年度以降の数値は、1ヶ月あたりの見込み。

(2) 生活介護【介護給付】

種 類	項 目	説 明
生活介護	内 容	常時介護を要する人について、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等、その他の必要な日常生活上の支援や、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。
	対象者	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる人。 障害程度区分が3以上の人 (障害者支援施設に入所する場合は区分4以上の人) 年齢が50歳以上の場合、障害程度区分が2以上の人 (障害者支援施設に入所する場合は区分3以上の人)

【国の基本指針】

現にサービスを利用している人の数、障害のある人のニーズ等を勘案して、利用者数及びサービス量の見込みを定めます。

【町の現状と実績】

平成23年3月現在、生活介護の支給決定を受けている26人のうち、すべての人が同月にサービスを利用し、1ヶ月の一人当たりの平均利用日数は17.1日となっています。過去5年間(平成18~22年度)の同月の実績を比較すると、利用者数及び総利用量は大きく伸びています。また、一人当たりの平均利用日数は16~20日となっており、月の大半を生活介護事業所で過ごしていることが分かります。

生活介護事業所は、比較的、障害の重い人の日中活動の場としての役割が期待され、現在、横須賀三浦地域では複数の事業所が活動しています。特にこの2~3年の間に、旧体系の障害者支援施設や地域作業所から、複数の事業所が新体系である生活介護事業所への移行を果たしました。

障害のある人とその家族のニーズがあり、また、社会資源として施設の充実が図られてきたことから、生活介護事業の利用者数は、過去5年間(平成18~22年度)で大きな伸びを示しています。

【見込み量設定の考え方】

生活介護については、平成19年度実績~平成23年度見込み(上半期5ヶ月の実績から推計)から利用者数、平均利用量及び増減数の平均を算出し、精神科病院から地域に移行した人を加え、各年度の総利用量を見込んでいます。なお、平成23年度末までに旧体系の入所施設は施設入所支援及び生活介護事業所に、旧体系の通所施設は生活介護事業所への移行が予想されることから、平成23年10月現在で旧体系の施設(旧身体障害者入所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、旧知的障害者通所授産施設)を利用している人については、平成24年度の利用者数(見込み)に含めています。

生活介護									
	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
利用者数	-	-	-	-	6人	-	16人	13人	81.3%
総利用量	30人日	32人日	106.7%	60人日	99人日	165.0%	290人日	240人日	82.8%
平均利用量	-	-	-	-	16.5日	-	18.1日	18.5日	102.2%
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
利用者数	19人	13人	68.4%	43人	26人	60.5%	52人	29人	55.8%
総利用量	346人日	258人日	74.6%	813人日	444人日	54.6%	988人日	484人日	49.0%
平均利用量	18.2日	19.8日	109.0%	18.9日	17.1日	90.3%	19.0日	16.7日	87.9%
	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	見込み			見込み			見込み		
利用者数	63人			69人			75人		
総利用量	1,115人日			1,221人日			1,328人日		
平均利用量	17.7日			17.7日			17.7日		

上表の平成23年度以降の数値は、1ヶ月あたりの見込み。

(3) 自立訓練(機能訓練・生活訓練)【訓練等給付】

種 類	項 目	説 明
自立訓練 (機能訓練)	内 容	身体障害のある人が、障害福祉サービス事業所に通うことで、当該事業所において、または居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
	対象者	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障のある人。
自立訓練 (生活訓練)	内 容	知的障害または精神障害のある人が、障害福祉サービス事業所に通うことで、当該事業所において、または居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
	対象者	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害・精神障害のある人。

【国の基本方針】

< 機能訓練 >

現にサービスを利用している人の数、障害のある人のニーズ、施設に入所されている人の地域生活への移行の数値目標、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及びサービス量の見込みを定めます。

< 生活訓練 >

現にサービスを利用している人の数、障害のある人のニーズ、施設に入所されている人の地域生活への移行の数値目標、退院可能な精神障害のある人のうち、生活訓練の利用が見込まれる人の数、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及びサービス量の見込みを定めます。

【町の現状と実績】

平成23年3月現在、機能訓練の支給決定を受けている1人が、同月中に10日間利用しました。過去5年間(平成18～22年度)において、機能訓練は平成20年度に2人、平成21、22年度に1人ずつの利用がありましたが、生活訓練については、過去5年間で支給決定及び利用実績のいずれもありませんでしたが、平成23年度には1人が支給決定を受けています。

【サービス見込量と考え方】

機能訓練については、平成19年度実績～平成23年度見込み(上半期5ヶ月の実績から推計)から利用者数、平均利用量及び増減数の平均を算出し、これらを基に各年度の総利用量を見込んでいます。生活訓練については過去の実績はありませんが、平成23年度に1人が支給決定を受けていることから、機能訓練に準じて推計しています。

自立訓練（機能訓練）

	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
利用者数	-	-	-	-	0人	-	2人	2人	100.0%
利用量	0人日	0人日	-	0人日	0人日	-	40人日	25人日	62.5%
平均利用量	-	-	-	-	-	-	20.0日	12.5日	62.5%
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
利用者数	2人	1人	50.0%	3人	1人	33.3%	3人	1人	33.3%
利用量	40人日	22人日	55.0%	60人日	10人日	16.7%	60人日	13人日	21.7%
平均利用量	20.0日	22.0日	110.0%	20.0日	10.0日	50.0%	20.0日	12.6日	63.0%
	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	見込み			見込み			見込み		
利用者数	1人			1人			1人		
利用量	14人日			14人日			14人日		
平均利用量	14.3日			14.3日			14.3日		

上表の平成23年度以降の数値は、1ヶ月あたりの見込み。

自立訓練（生活訓練）

	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
利用者数	-	-	-	-	0人	-	0人	0人	-
利用量	15人日	0人日	0.0%	-	0人日	-	0人日	0人日	-
平均利用量	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
利用者数	1人	0人	-	3人	0人	-	4人	1人	25.0%
利用量	20人日	0人日	-	60人日	0人日	-	80人日	13人日	16.3%
平均利用量	-	-	-	-	-	-	20.0日	12.6日	63.0%
	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	見込み			見込み			見込み		
利用者数	1人			1人			1人		
利用量	13人日			13人日			13人日		
平均利用量	12.6日			12.6日			12.6日		

上表の平成23年度以降の数値は、1ヶ月あたりの見込み。

(4) 就労移行支援【訓練等給付】

(平成26年度の数値目標については、122ページをご参照ください。)

種類	項目	説明
就労移行支援	内容	就労を希望する65歳未満の人で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる障害のある人について、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。
	対象者	就労を希望するものの、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の人 あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する人

【国の基本指針】

平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の人が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することが望ましいとされています。

【町の現状と実績】

平成23年3月現在、就労移行支援の支給決定を受けている3人すべてが、同月中に平均19日利用しました。過去5年間(平成18年度～22年度)において、利用者数は僅かながら増加していますが、平均利用日数については、ほぼ横這いの状況にあります。

【見込み量設定の考え方】

就労移行支援については、平成19年度実績～平成23年度見込み(上半期5ヶ月の実績から推計)から利用者数、平均利用量及び増減数の平均を算出し、これらを基に各年度の総利用量を見込んでいます。また、特別支援学校の卒業生等の利用が見込まれる一方、当該事業の利用は最大2年間とされ、退所後は一般就労等が想定されること、地域における就労移行支援事業所の数が多いとは言えない状況にあること及び利用人数において過去の実績が計画に達していないことに鑑み、平成24年度以降はほぼ横ばいに推移することが見込まれます。

就労移行支援									
	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
利用者数	-	-	-	-	1人	-	2人	2人	100.0%
利用量	0人日	0人日	-	15人日	3人日	20.0%	30人日	41人日	136.7%
平均利用量	-	-	-	-	3.0日	-	15.0日	20.5日	136.7%
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
利用者数	4人	3人	75.0%	6人	3人	50.0%	6人	3人	50.0%
利用量	60人日	65人日	108.3%	90人日	57人日	63.3%	90人日	52人日	57.8%
平均利用量	15.0日	21.7日	144.7%	15.0日	19.0日	126.7%	15.0日	17.3日	115.3%
	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	見込み			見込み			見込み		
利用者数	4人			5人			6人		
利用量	76人日			96人日			115人日		
平均利用量	19.1日			19.1日			19.1日		

上表の平成23年度以降の数値は、1ヶ月あたりの見込み。

(5) 就労継続支援 (A 型) 【訓練等給付】

(平成26年度の数値目標については、123ページをご参照ください。)

種 類	項 目	説 明
就労継続支援 (A 型)	内 容	通常の事業所に雇用されることが困難な人のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人について、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。
	対象者	企業等に就労することが困難な人で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65才未満の人(利用開始時65歳未満の人)。 具体的には次のような例が挙げられます。 就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人。 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人。 企業等を離職した者等就労経験のある人で、現に雇用関係がない人。

【国の基本指針】

現にサービスを利用している人の数、障害のある人のニーズ等を勘案して利用者数及びサービス量の見込みを定めます。設定に当たっては、平成26年度末において、就労継続支援事業の対象者と見込まれる数の3割以上とすることが望ましいとされています。

【町の現状と実績】

平成23年3月現在、就労継続支援A型の支給決定を受けている7人のうち、5人が、同月中に平均15.8日利用しました。平成20年度～23年度は毎年利用がありましたが、特に平成23年度は、近隣地域の複数の地域作業所が就労継続支援A型事業所に移行したことで、施設の充実が図られたため、例年以上に利用者数が拡大しました。

【見込み量設定の考え方】

就労継続支援(A型)については、平成19年度実績～平成23年度見込み(上半期5ヶ月の実績から推計)から利用者数、平均利用量及び増減数の平均を算出し、これらを基に各年度の総利用量を見込んでいます。また、平成24年度以降は、毎年1人ずつ(平均増加数)の増加を見込んでいます。

就労継続支援 (A 型)									
	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
利用者数	-	-	-	-	0人	-	1人	1人	100.0%
利用量	0人日	0人日	-	0人日	0人日	-	15人日	14人日	93.3%
平均利用量	-	-	-	-	-	-	15.0日	14.0日	93.3%
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
利用者数	2人	2人	100.0%	3人	5人	166.7%	5人	6人	120.0%
利用量	30人日	23人日	76.7%	45人日	79人日	175.6%	75人日	104人日	138.7%
平均利用量	15.0日	11.5日	76.7%	15.0日	15.8日	105.3%	15.0日	17.3日	115.3%
	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	見込み			見込み			見込み		
利用者数	7人			8人			9人		
利用量	103人日			118人日			132人日		
平均利用量	14.7日			14.7日			14.7日		

上表の平成23年度以降の数値は、1ヶ月あたりの見込み。

(6) 就労継続支援 (B 型) 【訓練等給付】

種 類	項 目	説 明
就 労 継 続 支 援 (B 型)	内 容	通常の事業所に雇用されることが困難な人のうち、通常の事業所に雇用されていた障害のある人で、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な人について、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。
	対 象 者	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人などで、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人。具体的には次のような人が挙げられます。 就労経験がある人で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった人。 就労移行支援事業を利用（暫定支給決定での利用を含みます）した結果、B型の利用が適当と判断された人。 に該当しない人で、50歳に達している者又は障害基礎年金1級を受給している人。

【国の基本指針】

現にサービスを利用している人の数、障害のある人のニーズ等を勘案して利用者数及びサービス量の見込みを定めます。設定に当たっては、区域内の就労継続支援B型事業所における工賃の平均額（事業所が利用者に対し、事業収入から必要経費を控除して支払う金額の平均額）について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましいとされています。

【町の現状と実績】

平成23年3月現在、就労継続支援B型の支給決定を受けている29人のうち、23人が同月中に平均13.1日利用しました。平成18年度～19年度は1人ずつ、平成20～21年度は4～6人の利用に留まっていたましたが、平成22年度には、旧体系の障害者支援施設や地域作業所の多くが新体系の就労継続支援B型事業所に移行したことから、利用人数が大きく伸びました。

【見込み量設定の考え方】

就労継続支援(B型)については、平成19年度実績～平成23年度見込み(上半期5ヶ月の実績から推計)から利用者数、平均利用量及び増減数の平均を算出し、これらを基に各年度の総利用量を見込んでいます。また、平成24年度以降は、毎年1人ずつ(平均増加数)の増加を見込んでいます。

就労継続支援 (B 型)									
	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
利用者数	-	1人	-	-	1人	-	8人	6人	75.0%
利用量	15人日	21人日	140.0%	30人日	20人日	66.7%	120人日	102人日	85.0%
平均利用量	-	-	-	-	20.0日	-	15.0日	17.0日	113.3%
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
利用者数	9人	4人	44.4%	31人	23人	74.2%	41人	33人	80.5%
利用量	129人日	64人日	49.6%	432人日	301人日	69.7%	610人日	383人日	62.8%
平均利用量	14.3日	16.0日	111.9%	13.9日	13.1日	94.2%	14.9日	11.6日	77.9%
	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	見込み			見込み			見込み		
利用者数	40人			46人			52人		
利用量	577人日			663人日			749人日		
平均利用量	14.4日			14.4日			14.4日		

上表の平成23年度以降の数値は、1ヶ月あたりの見込み。

(7) 旧法施設支援費 (通所)

【町の現状と実績】

障害者自立支援法の経過措置において、すべての旧体系の障害者支援施設は、平成23年度末までに新体系のサービス事業所に移行することを定めていることから、利用する人は平成23年度までとなります。

平成23年10月現在で利用している26人は、事業所の移行により、平成24年度移行は生活介護サービスを利用することが見込まれます。

旧法施設支援費 (通所)									
	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
利用者数	-	38人	-	-	32人	-	30人	27人	90.0%
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
利用者数	25人	31人	124.0%	3人	25人	833.3%	0人	25人	-
	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	見込み			見込み			見込み		
利用者数	0人			0人			0人		

上表の平成23年度以降の数値は、1ヶ月あたりの見込み。

(8) 療養介護【介護給付】

種 類	項 目	説 明
療養介護	内 容	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要し、常時介護を要する人について、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。
	対象者	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする次に掲げる障害のある人。 筋萎縮性側索硬化症(A L S)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っていて、障害程度区分が6の人。 筋ジストロフィーまたは重症心身障害があり、障害程度区分が5以上の人。

【国の基本方針】

現にサービスを利用している人の数、障害のある人のニーズ等を勘案して、利用者数及びサービス量の見込みを定めます。

【町の現状と実績】

平成23年3月現在に療養介護の支給決定を受けている人、及び過去5年間(平成18年度～22年度)での利用実績はありませんでした。

【見込み量設定の考え方】

平成23年10月時点で、療養介護の対象疾患のある人は数人おられますが、いずれも在宅で過ごされ、入院中でないことから、当面の利用はないものと想定されます。

療養介護									
	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
利用者数	-	-	-	-	0人	-	0人	0人	-
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
利用者数	0人	0人	-	1人	0人	0.0%	1人	0人	0.0%
	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	見込み			見込み			見込み		
利用者数	0人			0人			0人		

上表の平成23年度以降の数値は、1ヶ月あたりの見込み。

(9) 児童デイサービス【介護給付】

種 類	項 目	説 明
児童デイサービス	内 容	障害のある児童について、知的障害児施設、肢体不自由児施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設に通うことで、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行います。
	対象者	療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認められる児童。 具体的には次のような例が挙げられます。 市町村等が行う乳幼児健診等で、療育の必要性が認められる児童。 児童相談所・保健所・児童家庭支援センター、医療機関等から療育の必要性を認められた児童。

【国の基本方針】

現にサービスを利用している児童の数、障害のある児童のニーズ等を勘察し、市町村地域生活支援事業で実施される障害のある児童を対象とした事業との役割分担を踏まえ、利用者数及びサービス量の見込みを定めます。

【町の現状と実績】

平成23年3月現在に児童デイサービスの支給決定を受けている人は30人で、そのうち27人が、同月中に平均3.6日利用しました。また、支給決定を受けている30人の児童のうち25人の児童は、町の事業として実施しているたんぼぼ教室を利用しています。

【見込み量設定の考え方】

児童デイサービスについては、平成24年度以降、児童福祉法に基づく児童発達支援事業並びに放課後等デイサービス事業に再編されます。

児童デイサービス									
	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
利用者数	-	-	-	-	15人	-	15人	10人	66.7%
利用量	-	52人日	-	-	78人日	-	78人日	55人日	70.5%
平均利用量	-	-	-	-	5.2日	-	5.2日	5.5日	105.8%
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
利用者数	16人	15人	93.8%	16人	28人	175.0%	17人	28人	164.7%
利用量	84人日	87人日	103.6%	84人日	102人日	121.4%	89人日	97人日	109.0%
平均利用量	5.3日	5.8日	109.4%	5.3日	3.6日	67.9%	5.2日	3.5日	67.3%

上表の平成23年度以降の数値は、1ヶ月あたりの見込み。

(10) 短期入所【介護給付】

種類	項目	説明
短期入所 (ショートステイ)	内容	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設への短期間の入所を必要とする障害のある人について、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を行います。
	対象者	障害程度区分1以上の判定のある人。 厚生労働大臣が定める区分1以上に該当する障害のある児童。

【国の基本方針】

現にサービスを利用している人の数、障害のある人のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及びサービス量の見込みを定めます。

【町の現状と実績】

平成23年3月現在に短期入所の支給決定を受けている人は27人で、そのうち1人が、同月中に2日間利用しました。過去5年間(平成18年度～22年度)では、概ね3～5人が、平均2日間利用しています。

利用率(支給決定者数に対する利用者数の割合)が低調となっていますが、これは、ご家族の緊急時等を想定し、前もって支給決定を受けている場合が少なくないことが大きな理由となっています。

【見込み量設定の考え方】

短期入所については、平成19年度実績～平成23年度見込み(上半期5ヶ月の実績から推計)から利用者数、平均利用量及び増減数の平均を算出し、これらを基に各年度の総利用量を見込んでいます。

短期入所(ショートステイ)									
	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
利用者数	-	-	-	-	5人	-	5人	4人	80.0%
利用量	12人日	9人日	75.0%	13人日	12人日	92.3%	15人日	8人日	53.3%
平均利用量	-	-	-	-	2.4日	-	3.0日	2.0日	66.7%
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
利用者数	8人	3人	37.5%	11人	1人	9.1%	15人	7人	46.7%
利用量	28人日	6人日	21.4%	45人日	2人日	4.4%	62人日	20人日	32.3%
平均利用量	3.5日	2.0日	57.1%	4.1日	2.0日	48.8%	4.1日	2.9日	70.7%
	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	見込み			見込み			見込み		
利用者数	8人			9人			10人		
利用量	18人日			21人日			23人日		
平均利用量	2.3日			2.3日			2.3日		

上表の平成23年度以降の数値は、1ヶ月あたりの見込み。

(11) 居住支援(ケアホーム【介護給付】・グループホーム【訓練等給付】)

種類	項目	説明
共同生活介護 (ケアホーム(CH))	内容	共同生活を営むべき住居に入居している人について、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の世話をを行います。
	対象者	障害程度区分が2以上に該当する身体障害のある人(65歳未満の人または65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限ります。)、知的障害及び精神障害のある人。
共同生活介護 (グループホーム(GH))	内容	地域で共同生活を営むのに支障のない障害のある人について、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。
	対象者	障害程度区分が1以上に該当する身体障害のある人(65歳未満の人または65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限ります。)、知的障害及び精神障害のある人。

【国の基本方針】

福祉施設からケアホームまたはグループホームへ移行する人について、施設入所している人の地域生活への移行の数値目標が達成されるよう、現に利用している人の数、ニーズ、退院可能な精神障害のある人のうち共同生活介護または共同生活援助の利用が見込まれる人の数等を勘案して見込んだ人数から、利用者数及びサービス量の見込みを定めます。

【町の現状と実績】

平成23年3月現在でケアホームの支給決定を受けている15人のうち、13人がケアホームを利用しています。また、グループホームは平成23年10月現在で1人が支給決定を受けています。過去5年間(平成18年度～22年度)の利用者数はほぼ横這いとなっていますが、ケアホーム・グループホームを含め、住まいに関しては高いニーズが潜在しています。

【見込み量設定の考え方】

ケアホーム、グループホームのいずれも、過去5年間(平成18年度～22年度)の利用人数の増減はほとんどありませんが、利用に関するニーズ及びサービス提供事業所の確保の可能性等を勘案し、本計画作成時点において可能と思われる利用者数を見込んでいます。

共同生活介護(ケアホーム(CH))・共同生活援助(グループホーム(GH))									
	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
CH利用者数	12人	12人	100.0%	12人	13人	108.3%	17人	9人	52.9%
GH利用者数		0人	-		0人	-		0人	-
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
CH利用者数	17人	13人	76.5%	21人	13人	61.9%	25人	13人	56.0%
GH利用者数		0人	-		0人	-		1人	
	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	見込み			見込み			見込み		
CH利用者数	14人			15人			16人		
GH利用者数	1人			1人			1人		

上表の平成23年度以降の数値は、年間の見込み。

(12) 施設入所支援【介護給付】

(平成26年度の数値目標については、119ページをご参照ください。)

種類	項目	説明
施設入所支援	内容	その施設に入所する人について、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。
	対象者	生活介護を受けていて、障害程度区分が4以上(50歳以上の人にあつては区分3)である人。 自立訓練または就労移行支援(以下、「訓練等」といいます。)を受けている人で、入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人、または地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人。

【国の基本方針】

第1期計画(平成17年10月1日)時点の施設入所者数を基礎とし、施設入所者の地域生活への移行の数値目標数を削減した上で、ケアホーム等での対応が困難な人の利用といった、真に必要と判断される人を加えた人数から、利用者数及びサービス量の見込みを定めます。なお、当該見込み数は、平成26年度末時点で、第1期計画の施設入所者数の3割以上が地域へ移行し、1割以上の人が入所者数から削減されることを基本とします。

【町の現状と実績】

平成23年3月現在で、施設入所支援の支給決定を受けている人は12人で、そのうち11人が利用しました。過去5年間(平成18年度～22年度)の利用者数は、旧体系施設の新体系への移行に伴い微増していますが、平成24年度以降は、現在の人数に4名の人が見込まれます。

【見込み量設定の考え方】

施設入所支援については、平成24年3月末時点で16人の利用が見込まれます。平成24年度以降の入所施設からの地域移行については、介護者の高齢化が進んでいることや社会資源が充分でないこと、あるいは平成18年度以降、地域移行が進められてきたことに鑑みると、これまで以上の地域移行は困難となることが予測されます。

施設入所支援									
	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
利用者数	0人	0人	-	0人	1人	-	8人	7人	87.5%
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
利用者数	10人	9人	90.0%	13人	11人	84.6%	18人	14人	77.8%
	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	見込み			見込み			見込み		
利用者数	16人			16人			16人		

上表の平成23年度以降の数値は、年間の見込み。

(1 3) 旧法施設支援（入所）

【町の現状と実績】

障害者自立支援法の経過措置において、すべての旧体系の障害者支援施設は、平成23年度末までに新体系のサービス事業所に移行することを定めていることから、利用する人は平成23年度までとなります。

平成23年10月現在で利用している4人は、事業所の移行により、平成24年度移行は施設入所支援＋生活介護サービスを利用することが見込まれます。

旧法施設支援（入所）									
	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
利用者数	13人	21人	161.5%	13人	20人	153.8%	13人	14人	107.7%
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
利用者数	10人	12人	120.0%	6人	7人	116.7%	0人	3人	-
	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	見込み			見込み			見込み		
利用者数	0人			0人			0人		

上表の平成23年度以降の数値は、年間の見込み。

(14) 相談支援(サービス利用計画作成)

事業名	内容
相談支援事業	サービス利用に関する調整が困難な人で、特に計画的なプログラムに基づく支援が必要とされる人に対し、相談やサービス利用計画の作成等の支援を行います。

【現状と実績】

平成18年度～22年度までの間、当町においてサービス利用計画の利用実績はありません。この状況は全国的なもので、神奈川県内の市町村においても同様の傾向が見られます。

障害福祉サービス利用計画の作成については、国・県とともに推奨しているところですが、利用・作成が進まないことの原因として、計画を利用するためには市町村の支給決定が必要となっていること(本来、その「支給決定」を行うために必要なもので、鶏と卵の関係になっています) 対象が限定されていること(重度障害者等のみ) 制度の周知が徹底されていないことが、主な要因となっています。

【見込み量設定の考え方】

過去の実績から推計した平成26年度の障害福祉サービス支給決定者数をサービス利用計画の作成が必要な人数と見なし、平成24年度からの3カ年で平均的に作成するものとして見込んでいます。

一方、地域移行支援、地域定着支援については、精神科病院から地域移行する人の利用が想定されます。

指定相談支援(サービス利用計画作成)									
	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
利用者数	-	0人	-	-	0人	-	0人	0人	-
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
利用者数	2人	0人	0.0%	4人	0人	0.0%	8人	0人	0.0%

上表の平成23年度の数値は、月間の見込み。

相談支援(計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援)			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	見込み	見込み	見込み
計画相談支援	4人/月	4人/月	4人/月
地域移行支援	1人/年	1人/年	1人/年
地域定着支援	1人/年	1人/年	1人/年

上表のうち、計画相談支援は月間の見込み、地域移行支援及び地域定着支援は年間の見込み。

3 地域生活支援事業の概要

事業名	内容	備考
相談支援事業	障害のある人の地域生活に関する総合的な相談に応じ、必要な情報の提供や助言、福祉サービスの利用支援や関係機関との連絡調整等の支援を行います。	利用者負担：なし
コミュニケーション支援事業	聴覚障害や言語機能障害のため、意思の疎通を図ることが困難な人に、手話通訳者の派遣などを行います。	利用者負担：なし
日常生活用具給付等事業	重度障害のある人に、自立した日常生活を支援するための用具を給付します。 平成18年10月に品目が一部変更となり、ストマ用装具や紙おむつなど従来の補装具から日常生活用具に移行した品目があります。	利用者負担：原則1割 (所得に応じた月額上限負担額の設定)
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に、外出のための支援を行います。	利用者負担：原則1割 (介護給付・訓練等給付と合算して上限管理) 18歳以上の者：障害程度区分1以上 18歳未満の者：手帳所持
地域活動支援センター事業	創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進など、障害のある人の日中における活動の場を提供します。 定員規模や事業所によって活動内容が異なります。	利用者負担：なし
更生訓練費給付事業	身体障害者施設に入所し、更生訓練を受けている身体障害のある人に、更生訓練費を支給します。	利用者負担：なし
日中一時支援事業	障害のある人の家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害のある人の日中における活動の場を提供します。	利用者負担：原則1割 (介護給付・訓練等給付と合算して上限管理) 18歳以上の者：障害程度区分1以上 18歳未満の者：手帳所持
訪問入浴サービス事業	重度の障害により自宅での入浴が困難な人に、自宅へ移動入浴車を派遣し、入浴の介助を行います。	利用者負担：なし

4 地域生活支援事業の見込み

見込量の設定について

地域生活支援事業は、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を市町村が主体となり実施できることとされています。

葉山町では、相談支援事業、移動支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、地域活動支援センター事業の必須5事業に加え、日中一時支援事業、更生訓練費給付事業、訪問入浴サービス事業の任意事業を実施するため、各事業について見込量を定めます。

(1) 相談支援事業

【現状と実績】

平成23年10月現在、葉山町では(福)湘南の凧及び(NPO)地域生活サポートまいんどの2事業所に、相談支援事業を委託しています。

【見込み量設定の考え方】

平成24年4月以降、相談支援事業は一般相談支援、特定相談支援、障害児相談支援の3つが設定されることから、葉山町においても、国や県の動向を見ながら、適正に対応していきます。

サービス名	実績					見込量			
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
障害者相談支援事業	2か所								
地域自立支援協議会(有無)	有	有	有	有	有	有	有	有	有

上表の平成23年度以降の数値は、実施の見込み。

【参考】

基幹相談支援センター

平成24年度から、市町村、または市町村から業務の委託を受けた指定一般相談支援事業者(または指定特定相談支援事業者)は、基幹相談支援センターを運営することができるようになります。

基幹相談支援センターでは、地域の相談支援の拠点として、総合・専門的な相談業務を行うほか、権利擁護、地域移行・地域定着支援及び地域ネットワークの構築等に関する業務を担います。また、その設置には、専門職員の配置や地域の体制整備のコーディネーターの配置が必要となる等、現在の相談支援体制を見直す必要があるため、葉山町では、設置の必要性や実現可能性について検討し、関係機関との協議に努めていきます。

(2) 日常生活の支援

コミュニケーション支援

【現状と実績】

当町では、聴覚に障害のある人の窓口でのコミュニケーションを支援するため、毎週月曜日(平成23年4月までは隔週)、福祉課に手話通訳者を設置しています。また、聴覚障害者の外出先でのコミュニケーションを支援するために、手話通訳者の派遣事業を行っています。

【見込み量設定の考え方】

手話通訳者の設置人数は、平成24年度以降も現行どおりの人数を予定しています。また、派遣については、過去5年間(平成18年度～22年度)の実績の平均利用者数から推計しています。

サービス名		実績					見込量			
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
コミュニケーション支援事業	手話通訳者設置事業	1人								
	手話通訳者派遣事業	12人	17人	16人	11人	10人	13人	13人	13人	13人

上表の平成23年度以降の数値は、年間の見込み。

日常生活用具の給付

【現状と実績】

利用者数は年々微増しており、特に、排泄管理支援用具の利用が大きな割合を占めています。

【見込み量設定の考え方】

平成19年度～平成22年度実績の増減率及び増減数を基に、各年度の総利用量を見込んでいます。

サービス名	実績					見込量			
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護・訓練支援用具	2件	0件	1件	0件	3件	1件	1件	1件	1件
自立生活支援用具	2件	1件	2件	3件	3件	4件	5件	6件	7件
在宅療養等支援用具	2件	4件	6件	3件	2件	2件	3件	3件	4件
情報・意思疎通支援用具	1件	0件	1件	4件	2件	2件	1件	1件	1件
排泄管理支援用具	71件	84件	82件	88件	98件	106件	116件	126件	137件
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	0件								
合計	78件	89件	92件	98件	108件	115件	126件	137件	150件

上表の平成23年度以降の数値は、年間の見込み。

移動支援事業

【現状と実績】

平成23年3月現在、移動支援の支給決定を受けている49人のうち、29人が同月にサービスを利用し、1ヶ月の一人当たりの平均利用時間数は12.2時間となっています。過去5年間（平成18～22年度）の同月の実績を比較すると、利用者数及び総利用量は年度によりばらつきがあるものの、若干の増加傾向が見られます。これは、町内の移動支援提供事業者の増加、余暇の過ごし方の多様化または葉山町の地域特性等から利用ニーズがより増えてきたことが、主な要因となっていると考えられます。

【見込み量設定の考え方】

移動支援事業については、平成18年度実績～平成23年度見込み（上半期5ヶ月の実績から推計）から利用者数、平均利用量及び増減数の平均を算出し、これらを基に各年度の総利用量を見込んでいます。

移動支援事業									
	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
実施箇所	12箇所	12箇所	100.0%	12箇所	12箇所	100.0%	13箇所	13箇所	100.0%
利用者数	15人	24人	160.0%	17人	25人	147.1%	27人	24人	88.9%
利用量	175時間	256.0時間	146.3%	192時間	316.0時間	164.6%	340時間	260.5時間	76.6%
平均利用量	11.7時間	10.7時間	91.5%	11.3時間	12.6時間	111.5%	12.6時間	10.9時間	86.5%
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
実施箇所	14箇所	14箇所	100.0%	15箇所	16箇所	106.7%	15箇所	17箇所	113.3%
利用者数	29人	27人	93.1%	31人	29人	93.5%	33人	37人	112.1%
利用量	364時間	282.0時間	77.5%	388時間	355.0時間	91.5%	412時間	318.2時間	77.2%
平均利用量	12.6時間	10.4時間	82.5%	12.5時間	12.2時間	97.6%	12.5時間	8.6時間	68.8%
	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	見込み			見込み			見込み		
実施箇所	17箇所			17箇所			17箇所		
利用者数	40人			43人			46人		
利用量	424.0時間			455.8時間			487.6時間		
平均利用量	10.6時間			10.6時間			10.6時間		

上表の平成23年度以降の数値は、1か月あたりの見込み。

(3) 地域活動支援センター

【現状と実績】

葉山町では、精神障害のある人を対象に、地域活動支援センター事業を町内外で実施しています。町外の地域生活サポートセンターとらいむは、鎌倉市及び逗子市とともに、制度が創設された平成18年度からNPO法人地域生活サポートまいんどに委託し、事業を実施してきました。一方、町内における日中活動等の場のニーズが高まったことを受け、平成22年10月から、NPO法人青い麦の会に地域活動支援センター事業を委託し、葉山町地域活動支援センターポートとして、事業を開始しました。

【見込み量設定の考え方】

町内外のいずれの地域活動支援センターも、設置数はそのまま推移するものとします。また、利用者数等については、平成18年度実績～平成23年度見込み（上半期5ヶ月の実績から推計）から利用者数、平均利用量及び増減数の平均を算出し、これらを基に各年度の総利用量を見込んでいます。

地域活動支援センター（町内）									
	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
実施箇所	1箇所	0箇所	0.0%	1箇所	0箇所	0.0%	0箇所	0箇所	-
利用者数	10人	0人	0.0%	10人	0人	0.0%	0人	0人	-
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
実施箇所	0箇所	0箇所	-	1箇所	1箇所	100.0%	1箇所	1箇所	100.0%
利用者数	0人	0人	-	9人	33人	366.7%	11人	45人	409.1%
	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	見込み			見込み			見込み		
実施箇所	1箇所			1箇所			1箇所		
利用者数	54人			54人			54人		

地域活動支援センター（町外）									
	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
実施箇所	1箇所	1箇所	100.0%	1箇所	1箇所	100.0%	1箇所	1箇所	100.0%
利用者数	10人	15人	150.0%	10人	16人	160.0%	18人	18人	100.0%
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
実施箇所	1箇所	1箇所	100.0%	1箇所	1箇所	100.0%	1箇所	1箇所	100.0%
利用者数	20人	12人	60.0%	22人	14人	63.6%	24人	14人	58.3%
	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	見込み			見込み			見込み		
実施箇所	1箇所			1箇所			1箇所		
利用者数	14人			14人			14人		

上記2表の平成23年度以降の数値は、実施及び1ヶ月あたりの利用者数の見込み。なお、平成18、19年度の実施箇所は、町内外合わせてのもの。

(4) その他の事業 (任意事業)

日中一次支援事業

【現状と実績】

平成23年3月現在、日中一次支援の支給決定を受けている6人のうち、2人が同月にサービスを利用し、1ヶ月の一人当たりの平均利用日数は0.8日となっています。過去5年間(平成18~22年度)の同月の実績を比較すると、利用者数は月に1~2人で、利用日数は年度によりばらつきがあります。これは、当該事業の利用目的が介助者のレスパイトを図ることにあることから、万一に備え支給決定を受け、緊急時や休息を必要とする際に利用していることが要因となっています。

【見込み量設定の考え方】

当該事業については、平成18年度実績~平成23年度見込み(上半期5ヶ月の実績から推計)から利用者数、平均利用量及び増減数の平均を算出し、これらを基に各年度の総利用量を見込んでいます。

日中一次支援事業									
	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
実施箇所	0箇所	2箇所	-	1箇所	2箇所	200.0%	2箇所	2箇所	100.0%
利用者数	0人	1人	-	1人	1人	100.0%	1人	1人	100.0%
利用量			-		1.5日	-		0.5日	-
平均利用量			-		1.5日	-		0.5日	-
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
実施箇所	2箇所	2箇所	100.0%	2箇所	3箇所	150.0%	3箇所	3箇所	100.0%
利用者数	2人	1人	50.0%	2人	2人	100.0%	2人	2人	100.0%
利用量		5.3日	-		1.5日	-		6.0日	-
平均利用量		5.3日	-		0.8日	-		3.0日	-
	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	見込み			見込み			見込み		
実施箇所	3箇所			3箇所			3箇所		
利用者数	3人			4人			5人		
利用量	9日			12日			15日		
平均利用量	3.0日			3.0日			3.0日		

上表の平成23年度以降の数値は、1か月あたりの見込み。

更生訓練費給付事業

【現状と実績】

平成18年度以降、毎年1人が利用しています。

【見込み量設定の考え方】

当該事業については、平成18年度実績～平成23年度見込み（上半期5ヶ月の実績から推計）を参考に、1か月あたりの利用者数を見込んでいます。

更生訓練費給付事業									
	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
実施箇所	1箇所	1箇所	100.0%	1箇所	1箇所	100.0%	1箇所	1箇所	100.0%
利用者数	1人	1人	100.0%	1人	1人	100.0%	1人	1人	100.0%
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
実施箇所	1箇所	1箇所	100.0%	1箇所	1箇所	100.0%	1箇所	1箇所	100.0%
利用者数	1人	1人	100.0%	1人	1人	100.0%	1人	1人	100.0%
	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	見込み			見込み			見込み		
実施箇所	1箇所			1箇所			1箇所		
利用者数	1人			1人			1人		

上表の平成23年度以降の数値は、実施及び1ヶ月あたりの利用者数の見込み。

訪問入浴事業

【現状と実績】

平成18～21年度は毎年2人が利用してきましたが、平成22年度以降は1人が利用しています。

【見込み量設定の考え方】

当該事業については、平成18年度実績～平成23年度見込み（上半期5ヶ月の実績から推計）を参考に、1か月あたりの利用者数を見込んでいます。

訪問入浴サービス事業									
	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
実施箇所		1箇所	-		1箇所	-	1箇所	1箇所	100.0%
利用者数		2人	-		2人	-	2人	2人	100.0%
	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
実施箇所	1箇所	1箇所	100.0%	1箇所	1箇所	100.0%	1箇所	1箇所	100.0%
利用者数	3人	2人	66.7%	3人	1人	33.3%	4人	1人	25.0%
	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	見込み			見込み			見込み		
実施箇所	1箇所			1箇所			1箇所		
利用者数	2人			2人			2人		

上表の平成23年度以降の数値は、実施及び1ヶ月あたりの利用者数の見込み。

5 サービスの確保策（円滑な運営に向けて）

（１）専門的な人材の育成と確保

多様化・高度化する相談者のニーズに迅速に対応できるよう、社会福祉士や保健師、精神保健福祉士、手話通訳者など、障害福祉に関する専門職員の育成や確保を図るとともに、資質の向上に努めます。

（２）確実な情報提供

障害者自立支援法の施行による支給決定やサービス利用の方法、サービス体系の変化などについて、利用者や住民、事業者に対し、広報やホームページなどの活用とともに、様々な機会を捉えて確実に情報提供を行います。

（３）施設整備の方針

各種施設整備に際しては、近隣市や関係団体と連携した対応が不可欠です。広域的な対応が必要な施設に関しては、近隣市や社会福祉協議会、サービス事業者などとの連携を強化し、既存の事業や施設の活用も視野に入れた解決策の検討や共同事業の推進を図ります。

（４）サービスを利用しやすい環境づくり

誰もが使いやすく、満足のいくサービスとしていくために、サービス内容や提供方法などについて、利用者やその家族、事業者の意見やニーズを把握し、充実に努めます。

6 平成 26 年度における目標値

国は、障害者自立支援法第 87 条第 1 項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とする基本指針を作成することとされています。

一方、市町村においては、この基本指針（平成 18 年 6 月 26 日告示、平成 19 年 3 月 30 日・平成 21 年 1 月 8 日・平成 21 年 3 月 30 日改正）に即して、障害福祉計画を作成することとされています（障害者自立支援法第 88 条）。

葉山町障害者福祉計画では、各年度における障害福祉サービス・相談支援の必要な見込み量とその確保のための方策、並びに地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等についての検討結果を踏まえ、平成 26 年度を目標年度とした次のような数値目標を設定します。

（ 1 ）福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、従来の体系で福祉施設に入所している人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、ケアホーム・グループホーム、一般住宅等に移行する人の数を見込み、平成 26 年度末までに地域生活に移行する人数の目標を設定します。

【参考】国の基本指針

- ・第 1 期障害福祉計画策定時の入所施設の入所者数の 3 割以上が地域生活へ移行する。
- ・平成 26 年度末時点の施設入所者数を第 1 期障害福祉計画策定時の施設入所者数から 1 割以上削減する。

児童福祉法の改正により、18 歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定する。

【目標値】

項目	人数	備考
施設入所者数 (A)	21人	平成17年10月実績 (第1期障害福祉計画策定時)
【目標値】地域生活移行数(B)	5人	(A)のうち、平成26年度末までに地域生活へ移行する者の目標数
地域生活移行率	23%	(B/A) 県の目標は14%
平成26年度末の入所者数(C)	16人	平成26年度末の利用人員見込
【目標値】入所者削減見込(D)	5人	差引減少見込数(A-C)
削減率	23%	(D/A) 県の目標は5%

*「平成17年10月の入所者数(A)」は、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設に入所している者の合計数

【平成23年度末見込み】

項目	人数	備考
施設入所者数 (A)	21人	平成17年10月実績 (第1期障害福祉計画策定時)
【見込み】地域生活移行数(B)	3人	(A)のうち、平成23年度末までに地域生活へ移行する者の見込み
地域生活移行率	14%	(B/A) 県の目標は14%
平成23年度末の入所者数(C)	17人	平成23年度末の利用人員
【見込み】入所者削減見込(D)	4人	差引減少見込数(A-C)
削減率	19%	(D/A) 県の目標は5%

*「平成17年10月の入所者数(A)」は、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設に入所している者の合計数

【目標の達成に向けて】

ケアホーム・グループホームなどの生活基盤整備については、近隣市と連携し、必要な量の確保に努めます。

地域生活への移行に際しては、居住の場だけでなく、ホームヘルプサービスやショートステイ、日中活動の場、身近な相談先などがまず必要となります。このため、地域での生活を支える各種サービスをあわせて充実していきます。

また、地域でのグループホーム等の設置・運営をはじめ、地域移行においては近隣住民の理解が重要となるため、様々な機会を捉えてノーマライゼーションの理念の啓発に取り組みます。

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

入院中の精神障害者の地域生活移行に係る数値目標は、都道府県障害福祉計画において設定されますが、このことは、各市町村の地域相談支援及び障害福祉サービスの見込量に影響します。町では、二つの着眼点を基に県が示す目標値を参考とし、障害福祉サービスの見込み量に反映します。

【参考】国の基本方針

<二つの着眼点>

- ・ 1年未満入院者の平均退院率
- ・ 5年以上かつ65歳以上の入院患者の退院者数

【目標値（参考）】

項目	人数	備考
地域移行支援による退院者数の見込み	1人/年	神奈川県が示した目標値を参考に見込みます。

【目標の達成に向けて】

長期に入院していた精神障害のある人が地域で安心した生活を送るためには、身近な相談相手や専門的な相談支援員と繋がること、障害福祉サービスを上手に活用すること、地域活動へ参加すること等が必要となります。

しかし、精神科病院から地域に移行する際、施設または病院のスタッフだけではアセスメントが困難な場合があります。精神障害のある人の地域移行を円滑に進めるには、例えば、各種関連機関や団体等が参加する葉山町自立支援協議会等で情報を共有し、協働で支援体制をつくっていくこと等が有用になると言えます。

また、地域における精神保健福祉の推進には、住民一人ひとりの正しい理解が不可欠です。精神障害に対する住民の理解を深めるためにも、様々な機会を活用して啓発に取り組んでいきます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する人の人数及び平成26年度中に就労移行支援事業または就労継続支援事業（A型）を利用する人の人数の目標を設定します。

平成26年度における、福祉施設から一般就労に移行する人の人数

【参考】国の基本方針

ここでいう福祉施設とは、障害者支援施設及び生活介護事業、自立訓練事業（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援事業もしくは就労継続支援事業（A型・B型）を行う事業所または施設を指し、地域活動支援センター等は含みません。

目標の設定にあたっては、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることとし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

葉山町の考え

国の基本方針のとおり、福祉施設から一般就労への移行に取り組むよう努めるものの、地域における就労先の確保は依然困難な状況にあり、また、過去の就労実績の平均人数が1.2人であることに鑑み、平成26年度における移行者数の目標値は2人（平成17年度の2倍）とします。

【目標値】

項目	数値	備考
平成17年度の一般就労者数	1人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】 目標年度の一般就労 移行者数	2人 2倍	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数

平成26年度における、福祉施設を利用する人のうち、就労移行支援事業を利用する人の人数

【参考】国の基本方針

【就労移行支援事業の利用者数】

平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の方が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

葉山町の考え

葉山町における福祉施設の利用者のうち、生活介護及び就労継続支援B型の利用者の占める割合は非常に高く、平成26年度末においては約88%となります。また、地域における就労移行支援事業所の数が多いとは言えない状況にあること及び利用人数において過去の実績が計画に達していないことに鑑み、平成19年度実績～平成23年度見込み（上半期5ヶ月の実績から推計）から推計した利用者数である6人（4.1%）を目標値とします。

【目標値】

項目	数値	備考
平成26年度末の福祉施設利用者数	144人	平成26年度末において福祉施設を利用する人の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業の利用者数	6人 4.2%	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する人の数

平成26年度における、就労継続支援を利用する人のうち、就労継続支援A型を利用する人の人数

【参考】国の基本方針

【就労継続支援（A型）事業の利用者の割合】

平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労移行継続事業（A型）を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

葉山町の考え

葉山町における就労継続支援の利用者のうち、就労継続支援B型の利用者の占める割合は非常に高く、平成26年度末においては約85%となります。

地域における就労継続支援事業所は増えてきましたが、利用者の障害特性や障害の重さ、または就労継続支援B型事業所の数から、依然、就労継続支援B型事業のニーズは高い傾向にあります。このことから、平成19年度実績～平成23年度見込み（上半期5ヶ月の実績から推計）から推計した利用者数である9人（15%）を目標値とします。

【目標値】

項目	数値	備考
平成26年度末の 就労継続支援（A型）事業 の利用者数（A）	9人	平成26年度末において就労継続支援（A型）事業を利用する人の数
平成26年度末の 就労継続支援（B型）事業 の利用者数	52人	平成26年度末において就労継続支援（B型）事業を利用する人の数
平成26年度末の 就労継続支援（A型＋B型） 事業の利用者数（B）	61人	平成26年度末において就労継続支援（A型＋B型）事業を利用する人の数
【目標値】 目標年度の 就労継続支援（A型）事業の 利用者の割合（A）／（B）	14.8%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する人のうち、就労継続支援（A型）事業を利用する人の割合

【目標の達成に向けて】

十分な数の就労支援事業者が確保できるよう、近隣市と連携を取りながら広く情報収集・提供を行い、多様な事業者の参入を促していきます。

公的分野に関しては、短時間雇用や臨時職員としての採用など、就労意向を持つ人の意向と適性に応じた多様な就労形態を検討するとともに、新規の仕事内容や委託事業の開拓を行い、就労先の拡大を図ります。

葉山町自立支援協議会での検討を中心に、就労先開拓はもちろんのこと、雇う側と雇われる側の意向調整や事業所での実習訓練、就労後の定着支援、さらには再チャレンジ支援など、一般就労に関わる支援を様々な観点から見直し、町内の就労支援策の充実に努めます。

一般就労への移行を進めるためには、本人や受け入れ側の努力とともに、それに関わるすべての人の見守りや支えが大切であり、地域住民全員の協力が得られるよう、啓発と理解促進に努めます。

（参考）一般就労と福祉的就労

一般就労とは、民間企業等（特例子会社を含む）で雇用関係に基づき働くことや在宅での就労のことを意味します。一方、福祉的就労とは、障害福祉サービス事業所や地域作業所、地域活動支援センターでの就労のことを意味します。